

逗子市行財政改革 基本方針

平成 27 年 4 月

計画期間

2015 年度～2018 年度
(平成 27 年度～平成 30 年度)

逗子市

目次

I 逗子市行財政改革基本方針の策定に当たって	3
II 基本的事項	4
1 推進の4本柱	4
2 計画期間	4
3 進行管理及び推進体制	5
III 推進項目	6
1 行政力の向上 ～行政運営の改革～	6
(1) 事務事業の見直し.....	6
(2) 行政計画の進行管理.....	6
(3) 業務プロセス改善の推進.....	6
(4) 民間委託等の推進.....	6
(5) 指定管理者制度の充実	6
(6) 関係団体との連携強化	7
(7) 情報システム全体最適化方針の推進	7
(8) 市民対応力の向上.....	8
2 財政力の向上 ～財政運営の改革～	9
(1) 経費の節減合理化等財政の健全化	9
(2) 財政指標の改善	9
(3) 受益者負担の適正化.....	9
(4) 固定資産台帳の整備	10
(5) 公共施設マネジメント	10
(6) 公会計の活用.....	10
(7) 特別会計（下水道事業）から企業会計への移行	10
3 組織力の向上 ～組織・ヒトの改革～	11
(1) 組織及び機構の再編・整理.....	11
(2) 定員管理	11
(3) 給与の適正化.....	11
(4) 非常勤事務嘱託員制度の見直し.....	11
(5) 人材育成	11
(6) 新たな人事評価システムの導入・推進.....	12

4 地域力の向上 ～市民自治・市民協働の推進～	13
(1) 市民自治・市民協働の制度化	13
(2) 情報の利活用と共有による地域活性化.....	14
(3) シティプロモーション	14
【用語の解説】	15

I 逗子市行財政改革基本方針の策定に当たって

はじめに

本市では、従来から行財政の効率的な運営に取り組んできており、昭和63年に逗子市行財政改革大綱を策定し、その後も平成7年、平成13年と大綱を策定、平成19年度からは逗子市行財政改革基本方針を策定し、これに基づき、社会経済情勢の変化に対応しながら、簡素で効率的な行財政システムを確立すべく取り組んできました。また、平成6年度からは逗子市行財政改革推進本部を設置し、これらの基本方針の推進及び進行管理を行いつつ行政組織の見直しを進めています。

近年、本市の人口は約58,000人程度の横ばいで推移してきましたが、高齢化率は30%を超え、人口も2009年をピークに減少傾向となり、推計では25年後の2040年には約1万人減の47,856人、高齢化率は44.1%と予測されています。平成27年度から新たにスタートする逗子市総合計画において人口の維持に努めるまちづくりを計画していますが、個人市民税が歳入の4分の1を占める本市においては、生産年齢人口の減少に伴い、市税収入も年々減少することが見込まれます。

したがって、本基本方針の策定期間である平成27年度からの4年間において、本市にとって最大の課題となるのは「人口減少と少子高齢化を乗り越える持続可能な社会」をいかにして築くか、であると考えます。地域力の向上による市民自治・市民協働の進展を図り、逗子の魅力をより一層高める戦略的な施策を強化して、少子高齢化を乗り越える社会基盤を構築する重要な期間であると言えます。また、今後、市民ニーズに対応した新たな事業を展開していくためには、引き続き行財政改革を徹底して推進し、一層の効率化を図ることが重要です。

本基本方針は、本市が抱えるこれらの政策課題について「行政力」「財政力」「組織力」「地域力」の4つの柱に分類し、改めて今後取り組むべき基本的な方針を定めるものです。

II 基本的事項

1 推進の4本柱

今後取り組むべき行財政改革の基本的な方針について、次の4つの柱に分類した上で推進していきます。

(1) 行政力の向上 ～行政運営の改革～

行政力の向上及び市民サービス向上の双方の観点から、事務事業の見直し、業務プロセス改善の推進、指定管理者制度の充実、情報システム全体最適化方針の推進等に取り組むことにより、業務の合理化・効率化を進め、行政運営の改革を積極的に推進します。

(2) 財政力の向上 ～財政運営の改革～

弾力性のある財政状況を構築するためには、経常的経費の縮減が必須です。人件費比率、経常収支比率等の財政指標を改善することが課題であり、人件費の縮減、受益者負担の適正化、公共施設のマネジメント等を進めていきます。

(3) 組織力の向上 ～組織・ヒトの改革～

地方自治体で担うべき業務は、年々増加しているところであり、人材育成により少数精鋭の組織作りを進めるとともに、人事評価システムを構築することにより、適材適所への人事配置を行っていきます。また、時代及びニーズに即した施策を実施するに当たり最適な組織、機構について、常に検討していきます。

(4) 地域力の向上 ～市民自治・市民協働の推進～

公共的なサービスに対するニーズが多様化、複雑化する現代にあって、より良いサービスをより効率的に市民に提供し、社会問題を解決するためには、これらの主体が行政だけではなく、市民団体や企業等地域の様々な主体が公共を担えるよう、地域力が向上していくことが欠かせません。

「地域で支え合い、共に生きるまち」すなわち「地域コミュニティの再生」を目指して市民と情報を共有し、市民協働を強力的に推進し、地域力の向上を図ることにより、地域の自治権を拡大した逗子らしい市民自治を体系化・制度化していきます。

2 計画期間

基本方針を計画的に推進し、かつ変化する社会経済情勢に対応すべく、期間は平成27年度から平成30年度までの4か年とします。

3 進行管理及び推進体制

(1) 行財政改革推進本部

市長、副市長、教育長及び市職員からなる行財政改革推進本部により、この行財政改革推進基本方針の実施方策の検討及び進行管理を行います。

(2) 行財政改革推進懇話会

行財政改革の達成状況その他行財政改革を推進する上での課題について、公募市民の方を含むメンバーから広くご意見をもらいます。

(3) 庁内推進体制の構築

行財政改革基本方針の個別課題の検討に当たり、部会の設置等による推進体制を構築し、職員全体の行財政改革に対する意識の向上を図ります。

(4) 広報

行財政改革の取組実績について、毎年度広報ずし及び逗子市ホームページに公表します。

III 推進項目

1 行政力の向上 ～行政運営の改革～

行政力の向上及び市民サービス向上の双方の観点から、事務事業の見直し、業務プロセス改善の推進、指定管理者制度の充実、情報システム全体最適化方針の推進等に取り組むことにより、業務の合理化・効率化を進め、行政運営の改革を積極的に推進します。

(1) 事務事業の見直し

市で実施している事務事業のうち、個別計画等において進行管理を行わない事務事業について、定期的に市民による見直しを実施していきます。

(2) 行政計画の進行管理

個別計画・基幹計画における懇話会等と総合計画審議会の役割分担を明確化し、総合計画から個別計画までを一体的、かつ、総合連携のもと進行管理を行っていきます。また、個別計画・基幹計画等の策定推進に関わる市民の横断的なネットワーク会議を設置し、広く情報共有、意見交換等を行います。

(3) 業務プロセス改善の推進

業務の可視化に向けた手法を検討し、全庁的な業務の棚卸し、分析及び業務プロセスの改善を重ねることにより、適正な業務量の配分と人員配置を図るとともに、業務の効率化や職員のモチベーションのアップに繋げていきます。

(4) 民間委託等の推進

委託化が可能と判断する対象施設・業務については、実施に向けたロードマップを作成し、優先順位を付けて実施していきます。

環境クリーンセンターの収集業務については、市内全域を2区分し、収集品目を選定したうえで、民間委託化を図っていきます。

窓口業務及び小学校給食調理業務について、直営方式とのコスト比較やメリット・デメリット等を明確にし、委託化の可能性を引き続き検討していきます。

(5) 指定管理者制度の充実

現在、多くの公の施設について、指定管理者制度を活用しています。今後も民間事業者等が有するノウハウを活用しながら、モニタリング等を実施することにより、各施設の管理運営の評価を行い、サービスの向上とコスト削減を図っていきます。

特に、市民交流センター、文化プラザホール、逗子アリーナ及び有料公園施設については、モニタリング及び外部委員による中間審査を実施することで、各施設の管理運営の評価を行い、次の指定管理者の選定に活かしていきます。

公民館を転用し設置したコミュニティセンターについては、住民自治協議会による指定管理を目指します。

また、図書館における指定管理者制度の導入に向け、引き続き検討をしていきます。

(6) 関係団体との連携強化

地域福祉の推進役としての（社福）逗子市社会福祉協議会、逗葉地域医療センターにおいて地域医療対策に取り組む（公財）逗葉地域医療センター及び逗子アリーナを拠点としてスポーツ推進を担っていく（公財）逗子市体育協会については、事業目的や事業の内容について、これまで以上に点検・検証を行うとともに、市から団体への人件費を含む補助金等の財政的な支援を通じ、不断のチェックを行います。また、団体自らが積極的な改善の取組みを進めることができるよう支援するとともに連携を強化していきます。

逗子市商工会及び逗子市観光協会に対しては、市内商工業の振興・活性化を図るため、様々な事業、イベントへの財政的支援を行っているところであり、継続的なイベント事業等の実施により、市民のみならず市外からの誘客に繋がっていること、地域力の向上、活性化にも大きく寄与していることから、新たな商業振興事業や観光振興イベントの実施等について、積極的な支援を行います。

また、(株)パブリックサービスについては、市民協働型行政運営のパートナーとして、高齢者だけでなく、若年者・女性の雇用の場の創出も含めた事業分野の拡大を進め、地域の活性化、市民協働の推進等に資する存在として、その経営に積極的に関与していきます。

(7) 情報システム全体最適化方針の推進

平成 27 年度から 5 年間を目途に、庁内の情報システム全体を最適化するための指針となる「逗子市情報システム全体最適化方針」を策定し、それに沿って庁内の情報システムを改善していきます。

ア 情報セキュリティの推進

平成 25 年 11 月に市長を本部長とする逗子市情報セキュリティ推進本部を設置し、市が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を確保するため、様々な脅威に対する抑止、予防、検知及び回復について、組織的かつ体系的に取り組むための統一的な方針並びに情報資産の安全管理対策を実践するに当たっての基本的な考え方及び方策を定めたところであり、市における情報資産の管理徹底及び情報セキュリティのさらなる強化

を図っていきます。

イ 社会保障・税番号制度への対応

平成 28 年 1 月に予定されている社会保障・税番号制度の導入により、确实かつ効果的な本人確認ができるようになり、社会保障及び税制度の効率性・透明性が高まります。これまで必要としていた申請・届出等の添付書類を省略する等市民にとっての利便性の向上や行政事務の効率化を図っていきます。

(8) 市民対応力の向上

社会情勢が変化していく中で、市民が期待するサービスについて常に考え、適切な判断と対応が即座にできる職員が求められています。職員の意識啓発ができる研修を引き続き実施し、いつでも誰でも同質のサービスを受けることができる体制づくりをし、行政サービスに対する市民の満足度の向上を図っていきます。

2 財政力の向上 ～財政運営の改革～

弾力性のある財政状況を構築するためには、経常的経費の縮減が必須です。人件費比率、経常収支比率等の財政指標を改善することが課題であり、人件費の縮減、受益者負担の適正化、公共施設のマネジメント等を進めていきます。

(1) 経費の節減合理化等財政の健全化

財政状況を分析した上で、事務事業の見直しを行うことにより、歳出全般の効率化と財源配分の重点化を図る等自主的かつ主体的に財政構造の改善に努めます。

(2) 財政指標の改善

本市において課題とされている次の財政指標について、改善を図っていきます。

ア 人件費比率

民間委託の推進等を前提に、技能労務職員の原則退職者不補充をもって、総量的に職員数の削減を行うことや諸手当の支給のあり方について総合的に点検し見直しを行うこと等人件費の縮減に努め、人件費比率の数値の改善を図っていきます。

イ 経常収支比率

歳出については、民間委託の推進等を前提に、技能労務職員の原則退職者不補充をもって、人件費の削減に取り組んだところです。今後、平成 23 年度から平成 25 年度にかけて集中的に実施した施設の再整備や土地開発公社所有土地の再取得等による公債費の増加もあり、引き続き、経常的経費の一層の削減に努めます。

歳入については、人口の減少や高齢化が進むことにより市税の増は見込めないところです。このため、新たな財源の確保等に積極的に取り組み、歳入増を図っていきます。

(3) 受益者負担の適正化

ア 特別会計繰出金の適正化

受益者負担の適正化により、法定外・基準外の繰出金を最小限に収め、特別会計繰出金の適正化を進めます。

特に、国民健康保険事業特別会計については、受益者負担の適正化の取組みにより、法定外繰出金の上昇抑制に努めており、他の特別会計も含め、引き続き、特別会計繰出金の適正化を進めます。

イ 使用料・手数料の見直し

消費税及び地方消費税率の引き上げの適切な転嫁を含め、算定方法の明確化を図り、

使用料・手数料の見直しを進めます。

学校開放施設については、申込み窓口等管理の一元化を実現し、施設使用料の設定に向け、検討していきます。

(4) 固定資産台帳の整備

資産の棚卸しをし、統一的な基準による財務書類等の作成に必要な情報を備えた固定資産台帳を整備します。整備された固定資産台帳は、公共施設のマネジメントに活用していきます。

(5) 公共施設マネジメント

公共施設の老朽化が進む中、高齢化等により公共施設の需要が変化していくことを踏まえ、財政負担を考慮しながら、公共施設について今後の維持管理、修繕、建替等を計画的に行い、将来のまちづくりを見据えた取組みを行っていく必要があります。

このため、資産の棚卸しにより固定資産台帳が整備された段階で、全ての公共施設の情報を一元的に管理する体制を整備します。

また、固定資産台帳等を基に、公共施設の状況、人口の見通し、維持管理等に係る中長期的な経費の見込み及び財源の見込み等を把握・分析し、更新、統廃合、長寿命化等を計画的に行うために、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画（いわゆる公共施設等総合管理計画）を策定することにより、公共施設をマネジメントしていきます。

(6) 公会計の活用

地方公共団体における財務書類等の作成に係る統一的な基準により財務書類等を作成し、事業別、施設別等のより細かな分析や他団体との比較等を通じ、予算編成等に積極的に活用していきます。

(7) 特別会計（下水道事業）から企業会計への移行

企業会計の導入により経営状況、財政状況を明確化し、経営の健全化や計画性・透明性の向上を図ります。

3 組織力の向上 ～組織・ヒトの改革～

地方自治体で担うべき業務は、年々増加しているところであり、人材育成により少数精鋭の組織作りを進めるとともに、人事評価システムを構築することにより、適材適所への人事配置を行っていきます。また、時代及びニーズに即した施策を実施するに当たり最適な組織、機構について、常に検討していきます。

(1) 組織及び機構の再編・整理

本市の施策を効果的に実施していくために最適な組織、機構について、適宜整理を行うとともに、縦割りの壁を取り払い、庁内において横断的な協力体制が構築されるような組織作りを行っていきます。

(2) 定員管理

民間委託の推進等を前提に、一般職給料表(1)が適用される事務職員等については削減せず、一般職給料表(2)が適用される技能労務職員の原則退職者不補充をもって、総量的に職員数の削減を行い、今後の公務員制度改革、国及び他の地方公共団体等の動向等を総合的に考慮したうえで、適宜見直しを行い、適切な定員管理を進めていきます。適切な定員を維持することにより、行政サービスの質を確保し、市民サービスの向上を図っていきます。

(3) 給与の適正化

給与制度については、国及び他の地方公共団体等を参考に引き続き適正な運用に努めます。また、これまでにおいても特殊勤務手当の見直し等に取り組んできましたが、引き続き、諸手当の支給のあり方について総合的に点検し、制度の趣旨に合わないものやその支給方法が不適切なものについては、見直しを図っていきます。

(4) 非常勤事務嘱託員制度の見直し

非常勤事務嘱託員の任用条件等については、国が示した見解や事例等を参考とし、地方公務員法に基づく制度的な位置付けや従事している業務に見合った報酬水準の設定、勤務形態の変更等の抜本的な見直しを行います。

(5) 人材育成

ア 人材育成に関する基本方針の推進

平成 26 年度に策定した人材育成に関する基本方針を推進し、これにより職員の能力の底上げがなされることにより、行政サービスの質を確保し、市民サービスの向上を図っ

ていきます。

イ 人材育成のための研修等

人材育成基本方針で定める「目指す職員像」の実現を図るため、職場における実務研修、職員研修所等における研修、自己啓発等を適切に組み合わせた人材育成を進めるとともに、その観点に立った人事管理、職場環境や仕事の推進プロセスの改善等を行うことにより、総合的な人材育成に努めます。

(6) 新たな人事評価システムの導入・推進

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 34 号)の施行に伴い、能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図る必要があることから、能力及び業績による人事評価制度を基にした人事評価システムを導入することにより、職員のモチベーションを高め、スキルアップを図り、少数精鋭の組織作りを進めます。また、人事評価システムを適材適所への人事配置及び昇格、昇給等の職員の処遇への反映に活用できるよう、透明性、納得性の高いシステムとして構築していきます。

4 地域力の向上 ～市民自治・市民協働の推進～

公共的なサービスに対するニーズが多様化、複雑化する現代にあって、より良いサービスをより効率的に市民に提供し、社会問題を解決するためには、これらの主体が行政だけではなく、市民団体や企業等地域の様々な主体が公共を担えるよう、地域の力が向上していくことが欠かせません。

「地域で支え合い、共に生きるまち」すなわち「地域コミュニティの再生」を目指して市民と情報を共有し、市民協働を強力に推進し、地域力の向上を図ることにより、地域の自治権を拡大した逗子らしい市民自治を体系化・制度化していきます。

(1) 市民自治・市民協働の制度化

今後、ますます少子高齢化が進み、市の組織や財政規模等が縮小していく中で、市民の誰もが安心して暮らすことができ、持続可能な地域社会を構築するためには、地域において市民が共に助け合い、支え合う仕組みを再構築する必要性が高まっています。市民と情報を共有しながら、これまで進めてきた市民自治、市民協働のあり方を制度化していきます。

ア 自治基本条例及び市民協働推進条例の制定

市民主権の考え方に基づいて自治体経営の基本理念や原則等を明らかにするため、(仮称)自治基本条例を制定します。

また、市民協働の仕組みを体系化して明文化するため、(仮称)市民協働推進条例を制定します。

イ 地域自治システムの確立

地域の課題を地域で解決する仕組みとして導入した、「ずしの新しい地域自治」について、全小学校区において住民自治協議会が設立されることを目指し、活動の推進を図っていきます。

ウ Zenの活用

市民活動への参加を推進する制度である社会参加・市民活動ポイントシステム「Zen」について、市民活動を担う新たな人材発掘の手段としての活用の成果について確認するとともに、制度としての課題を洗い出したうえで改善策を検討し、引き続き実施していきます。

(2) 情報の利活用と共有による地域活性化

ICT（情報通信技術）の持つポテンシャルを最大限に活かして市民サービスの利便性の向上や行政事務の効率化を図るため、より一層の情報化を推進していきます。また、共にまちづくりを担う主体である市民との情報の共有を進め、地域の課題解決を市民とともに考えていくことができるよう、双方向のコミュニケーションが可能な情報発信をさらに進められる情報発信力の強化を図っていきます。

ア ICT利活用による情報化の推進

（仮称）マイ・ポータル等の社会保障・税番号制度で構築した仕組みを活用したサービス提供にとどまらず、市民サービスの利便性の向上や行政事務の効率化を図るため、（仮称）情報化推進計画を策定し、地域と行政の情報化に取り組み、地域課題の吸い上げとICTを利活用した課題の解決を図ります。

イ 情報の発信と共有の強化

行政と市民との双方向のコミュニケーションや市民間でのコミュニケーションを活性化するため、市民活動支援等のテーマごとにポータルサイトを構築し、行政情報と市民活動等民間の情報ができる限り境界なしに流通するよう環境を整備します。

また、市の保有する統計データ等を活用可能な形式で提供し、地域における課題解決や新たなビジネスや価値の創造等に繋がるよう、情報の発信と共有を強化していきます。

(3) シティプロモーション

まちなぎわいや活性化、行政サービス水準の維持のために、できる限り現状の人口を維持することが必要不可欠です。このことから、シティプロモーションの観点をもって、地域の魅力を市民と共有し、共に育てていくことで、地域への愛着度を形成していく取組みを進めます。また同時に、本市の魅力や強みを市の外部へアピールする取組みを進めます。

【用語の解説】

(株)パブリックサービス

平成3年に、高齢者のさらなる雇用拡大を図るため、また、市民協働型公共サービスのパートナーとして、逗子市、逗子市民などにより設立された企業で、逗子市が 51%の株を保有しています。駐輪場の管理等といった市からの受託事業のほか、自主事業としてシルバーサービス事業があります。

公会計

国や地方自治体など公共部門を対象とする会計のことをいい、近年、住民に分かりやすく公表するために企業会計に準じた形で作成しようとする取組が行われているところです。現在、総務省において検討されている新地方公会計制度の推進により、統一的な基準により財務書類を作成することが進められています。

企業会計

一般的には、株式会社等の民間企業における会計をいいます。地方財政上は、地方公営企業法の全部又は一部が適用される公営企業(例:水道事業)の会計をいいます。

社会保障・税番号制度

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号。通称マイナンバー法)による制度。住民票を有するすべての人に一人1つの番号(マイナンバー)を付与し、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものです。

(仮称)マイ・ポータル

平成 29 年1月から稼働予定の「情報提供等記録開示システム」のこと。マイナンバーを使って自分の個人情報かどのようにやりとりされているか、自身で自宅のパソコン等から記録を確認することができます。マイナンバーを含む自分の個人情報をいつ、誰が、なぜ提供したのか確認できる機能のほか、行政機関などが持っている自分の個人情報の内容を確認できる機能、行政機関など

から一人一人に合った行政サービスなどのお知らせが来る機能、行政機関などへの手続を電子的に一度で済ませることができる機能が利用できる予定になっています。

技能労務職員

清掃、給食調理、土木作業、学校用務などの現場作業に従事する職員をいいます。

住民自治協議会

多様化した地域の課題へきめ細かに対応し、また地域コミュニティを再構築するために、地域が主体となり、地域で活躍する住民や団体の力を生かして、地域の個性や実情に応じた地域づくりができるよう、市民と行政の協働の仕組みとして小学校区を単位として設置する協議会をいいます。

社会参加・市民活動ポイントシステム「Zen」

市民活動などに参加する“きっかけ作り”としてスタートしたポイントシステムで、交付対象は、不特定多数の市民の参加を得て行われる市民活動の主催者及び市長が指定する市民の特定の行動を実践する市民です。その想いは一日一善の「善」、そして逗子「Zushi→Z」のお金「円→en」として流通することで、施設の利用、市内での買い物、イベントなどへの参加料として使用できます。

ICT

Information and Communication Technologyの略。情報処理及び情報通信に関連する技術、産業、設備、サービスなどの総称。

シティプロモーション

地域の魅力を発掘、創造し、それらを地域の人のみならず地域外の人とも共有していくことにより、地域住民の地域に対する愛着度を高めたり、地域のイメージを高めたりすることを目的とする活動のこと。その射程は、地域再生、観光振興、住民協働など多方面に広がります。